

陳情回答書

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

民生課

第6期(平成27~29年度)の保険料は所得段階を12段階へ細分化しており、所得に応じた負担区分とし、低所得者への負担軽減を行っています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

- ③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

民生課

国の基準に基づいて実施しています。

(2)介護保険利用の際の手続き

- ★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

民生課

要介護認定申請を拒むものではありません。

- ②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

民生課

今後、他の市町村の動向、給付費抑制も踏まえ、検討していきます。

★(3)基盤整備について

- 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

民生課

平成27年3月に特別養護老人ホームが開所しました。

(4)総合事業について

- ①総合事業移行にあたって

- ★ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

民生課

国の基準を参考に検討します。

★イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

民生課

「緩和した基準によるサービス」導入は選択肢のひとつとして検討しています。

ウ) 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

民生課

今後、介護サービス給付費抑制との兼ね合いも含め、検討していきます。

②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

民生課

今後、介護サービス給付費抑制との兼ね合いも含め、検討していきます。

(5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

① 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

民生課

閉じこもりや認知症を予防するために、介護予防事業の充実に努めていますが、サロンなどへの助成も検討していきます。

② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

民生課

実施の予定はありません。

★(6) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

民生課

自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

2. 国保の改善について

★① 保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

保険医療課

財源の問題もあり考えておりません。

★② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

保険医療課

財源の問題もあり考えておりません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

保険医療課

資格証明書は発行していません。

また、滞納額を完納した場合及び分割納付等により滞納額の完納が見込まれる場合などには、一般の保険証を交付しています。

④保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押さえなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

保険医療課

短期保険証を交付する際の面談等により、生活実態の把握に努めています。短期保険証は6か月で発行しています。差し押さえ等の滞納処分については、納付約束を守らない等の滞納者に対して、納税の公平性を保つために行っていく方針です。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

保険医療課

国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱では、
基準生活費の 115%以下の世帯 一部負担金 免除
基準生活費の 115%を超え 130%以下の世帯 一部負担金 1/2 免除
基準生活費の 130%を超え 140%以下の世帯 一部負担金 徴収猶予
としています。

制度の周知については、広報等で行っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

収納課

当然のことながら、法律で差押が禁止されている財産については、差押を行っていない。

★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課

納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納を目指した相談に応じ、分納などで対応をしている。また、調査の結果、滞納処分することができる財産がない場合は、滞納処分の執行を停止している。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっております。電話及び窓口へ保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所へ通報し、適切に対応しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

民生課

現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しております。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめしてください。

民生課

現在、町の生活保護担当職員として警察官のOBの配置は予定されておりません。

- ④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

民生課

現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しており、電話及び窓口へ相談があれば、速やかに県福祉事務所へ連絡し、対応しています。

- ★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっており、対応しています。

- ⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。

民生課

現在のところ、外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)が必要となる場合も県福祉事務所が対応しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

子ども医療については、平成24年4月に拡大を行ったが、その他については、現行の制度で行っていく考えです。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費を中学校卒業まで拡大を行ったが、それ以上の拡大は考えておりません。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

財源の問題もあり、考えておりません。

6. 子育て支援などについて

- ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常

生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

子育て支援課

子どもの貧困率を町独自で調査する予定はないが、愛知県において子どもの貧困に関する実態調査を実施し、市町村に対し集計データをフィードバックされるため、当該データを基礎資料として子どもの貧困対策に活用する。

イ)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

学校教育課

現在、生活保護基準の1.2倍未満の世帯が対象。1.4倍以下の世帯とするかどうかは、検討中です。

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配付し、広報にも案内を掲載しています。

ウ)教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

学校教育課

子どもの貧困対策としてではありませんが、今年度より社会教育課において「スタディサポート クラブ(SSC)」を組織し、家庭の事情等により家庭での学習が困難であったり、学習習慣や基礎学力が十分についていない中学生に対し、学習支援を通して、基礎学力及び自学自習の定着を図り、学力の向上を図る事を目的とした取り組みを行っています。

したがって、現段階では子どもの貧困対策としての「無料塾」や「こども食堂」への支援は考えておりません。

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人物費は設置者の負担とし、それ以外を保護者の負担とすることが定められています。町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金を出して支援しています。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

子育て支援課

本町が認可した小規模保育事業は平成28年度から連携施設を確保した。また、0歳から6歳まで入所可能な認可保育所の新設について、平成30年度からの開設に向け検討している。

④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の待遇改善を直ちに実施してください。

子育て支援課

3人以上の児童を養育、監護している世帯に対し、3歳未満の第三子以降の児童に係る全ての階層の保育料について無料化を実施している。

保育士の待遇改善については、民間保育所等に対し公定価格に係る待遇改善等加算を積極的に活用し賃金改善に努めるよう指導している。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

子育て支援課

平成 26 年度から子育てに対する悩みを気軽に相談できるよう、子育て支援課において保育士資格を有した子育てサポート相談員の専門職を配置している。

- ⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

子育て支援課

家賃補助について、子育て支援策としては実施の予定はないが、愛知県の母子父子寡婦福祉資金や県営住宅への優先入居等の制度を案内することにより、相談に対応していく。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

民生課

今のところ希望するサービスが利用できておりますが、社会資源、福祉人材については、圏域単位などの規模で検討していくことが必要と考えております。

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

民生課

原則、通園・通学・通所・通勤については認めておりませんが、短期あるいは緊急などの必要な場合については柔軟に対応しております。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ★④40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア) 65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

民生課

申請時に制度の説明等は行っております。

イ) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課

障害福祉サービスの相談支援事業は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

- ★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

住民課

今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

以上